

せたな町 再生可能エネルギーに係るゾーニング

令和5年2月



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

目次

1. はじめに	P 4
1. 1 再生可能エネルギーに係るゾーニングの背景と目的	P 5
1. 2 再生可能エネルギーに係るゾーニングの対象範囲	P 8
1. 3 再生可能エネルギーに係るゾーニングの検討の流れ	P 9
2. ゾーニングマップを活用する際の留意事項	P11
3. ゾーニングマップの作成方法	P14
3. 1 作成フロー	P15
3. 2 エリアの考え方	P16
3. 3 ゾーニングで収集、整備した環境情報	P18
4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ	P20
4. 1 陸上風力発電に係る条件の設定	P21
4. 2 陸上風力発電に係るゾーニングマップ	P25
4. 3 陸上風力発電に係る配慮事項	P26
5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ	P28
5. 1 洋上風力発電に係る条件の設定.....	P29
5. 2 洋上風力発電に係るゾーニングマップ	P32
5. 3 洋上風力発電に係る配慮事項	P33

目次

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ	P36
6. 1 太陽光発電に係る条件の設定	P37
6. 2 太陽光発電に係るゾーニングマップ	P40
6. 3 太陽光発電に係る配慮事項	P41
7. ゾーニングマップの公表、問い合わせ先	P43

参考資料(別冊)

- 参考資料1 ゾーニングで使用した環境情報の整備結果
- 参考資料2 ゾーニングマップ(陸上風力発電、洋上風力発電、太陽光発電)
- 参考資料3 ゾーニングマップ 地区別カルテ(陸上風力発電、太陽光発電)
- 参考資料4 地域説明会の開催概要

1. はじめに

1. はじめに

1.1 再生可能エネルギーに係るゾーニングの背景と目的

(1) ゾーニングの背景

- せたな町では、日本初の洋上風力発電である風海鳥の設置や、「第20回全国風サミットinせたな」の開催(令和元年10月)を実施するなど、町が中心となって再生可能エネルギー事業に取り組み、住民への理解醸成とともに、地域の雇用の創出や活性化を図ってきた。
- さらに、町では2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言した(令和4年3月2日)。
- ゼロカーボンシティの実現に向けて、せたな町再生可能エネルギー協議会を立ち上げ、協議会での検討を通して、再生可能エネルギーの導入や利活用による地域課題の解決に向けた「せたな町地域エネルギービジョン」を策定した(令和5年2月)。
- 町内で利用可能な再生可能エネルギーのうち、風力発電や太陽光発電についての導入ポテンシャルが多いことから、今後の導入拡大が期待される。

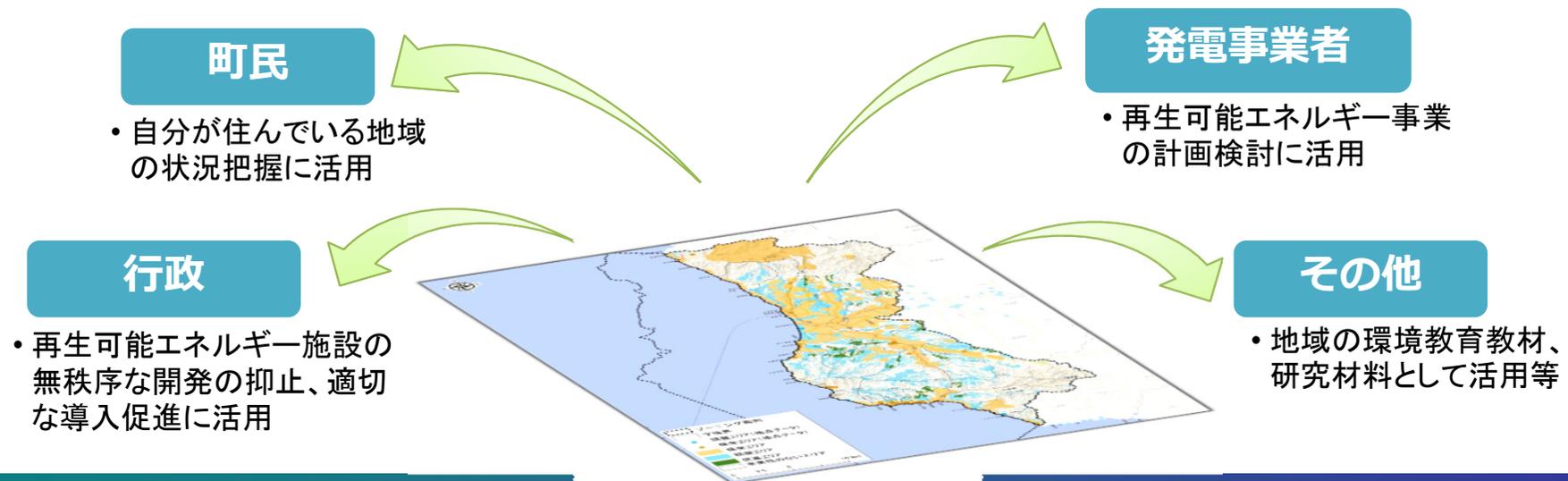
1. はじめに

1.1 再生可能エネルギーに係るゾーニングの背景と目的

(2) ゾーニングの目的

- 地域に再生可能エネルギーを円滑に導入するためには、環境面だけではなく経済面、社会面も総合的に評価し、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確に区分する**ゾーニング**が必要である。
- 今回、多角的な調査を行い、各エリアを明確化し、その結果を広く公表することで今後の無秩序な開発を抑制することを目的として、ゾーニングを実施した。
- 「**せたな町地域エネルギービジョン**」においては、再生可能エネルギーを活用した町内のエネルギー自給率100%を目標としている。今後は、本ゾーニングマップを活用して、町内における再生可能エネルギーの円滑な導入が期待される。

■ ゾーニングマップの活用例



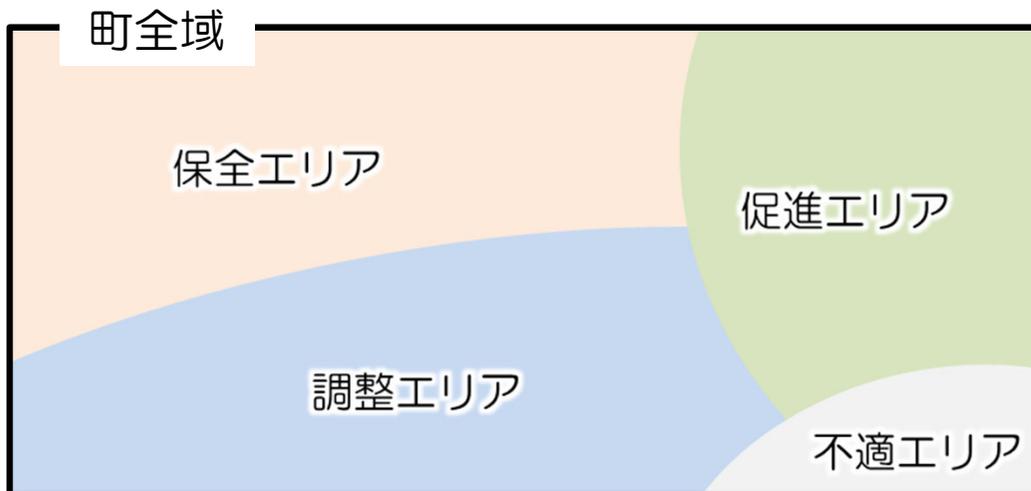
1. はじめに

1.1 再生可能エネルギーに係るゾーニングの背景と目的

(3)ゾーニングとは

- 町内における再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）の導入ポテンシャルについて、法令等の指定地、自然環境条件、社会条件、事業性の調査を踏まえ、総合的に評価し、**保全**エリア、**調整**エリア、**促進**エリア等を区分（=**ゾーニング**）する。

■ゾーニングによるエリア区分のイメージ



注意) 促進エリアであればすぐに事業が可能というわけではない。通常の手続き通り、環境影響評価法等に則った影響予測、保全対策等の検討が必要

ゾーニングによって期待される効果

エリアの明確化により

- ・地域の環境の保全
- ・再生可能エネルギーの効率的な普及
- ・国等の支援が受けやすい

事業計画の際に

- ・地域の意見を踏まえたゾーニング結果を明示できる
- ・円滑な事業調整やトラブル回避

1. はじめに

1.2 再生可能エネルギーに係るゾーニングの対象範囲

- ゾーニングの対象範囲を右図に示す。
- 陸上では大型風力発電と太陽光発電(地上設置型、営農型)を対象に、洋上では洋上風力発電(着床式+浮体式)を対象に実施した。

■ ゾーニングの対象範囲

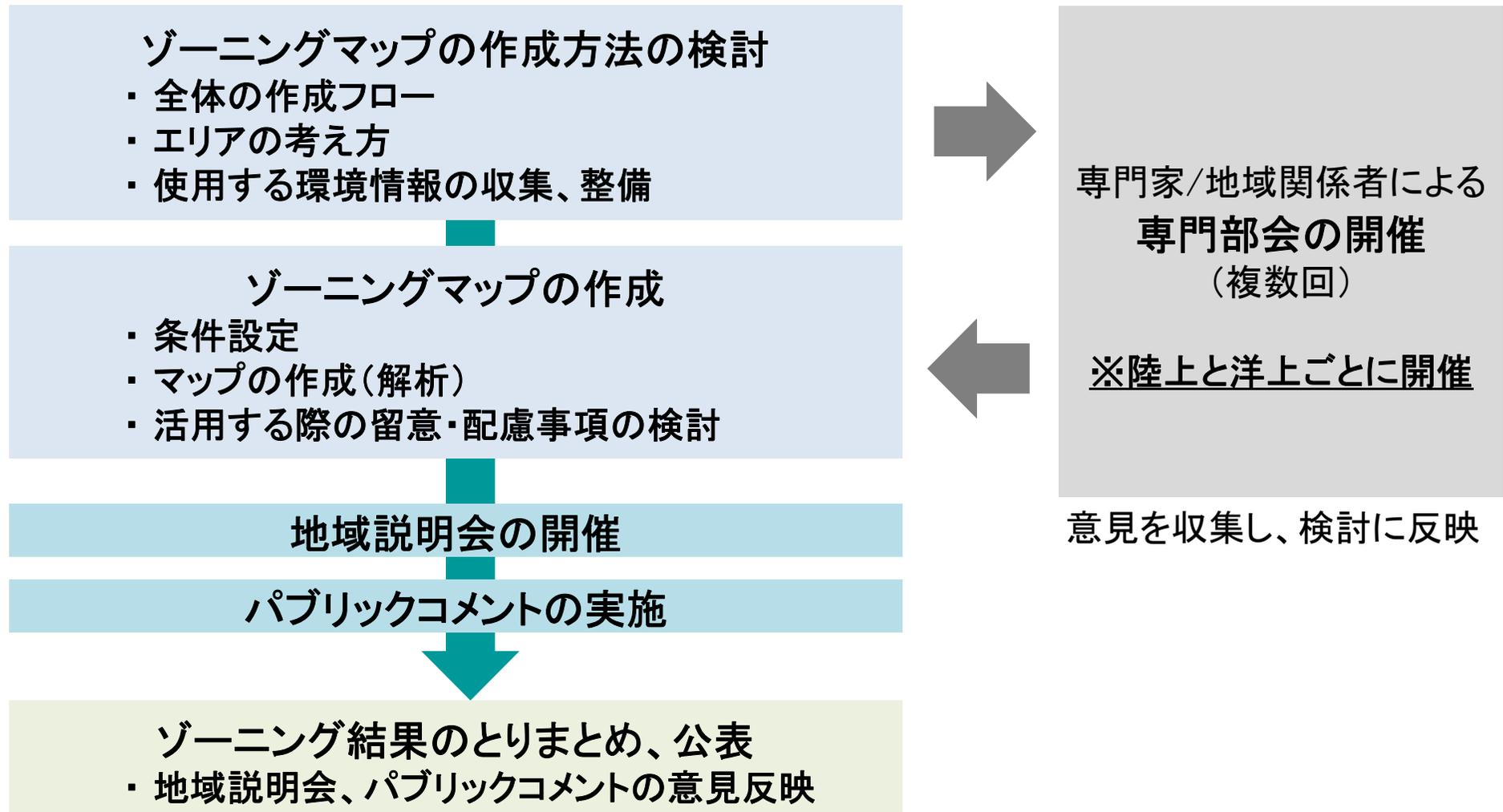


1. はじめに

1.3 再生可能エネルギーに係るゾーニングの検討の流れ

(1) ゾーニング全体の流れ

- ゾーニング結果のとりまとめまでの検討の流れを示す。



1. はじめに

1.3 再生可能エネルギーに係るゾーニングの検討の流れ

(2) 専門部会等の開催

- ゾーニングの検討では、専門家/地域関係者からの意見を反映するため、陸上・洋上別に専門部会を設置し、計6回開催した。さらに、町民への説明と意見聴取を目的とした地域説明会も実施した。

■ 専門部会等の開催概要

年度	専門部会	開催日時	議題	メンバー
令和3年度	地域エネルギービジョン検討協議会（第1回：10月22日）の開催			<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者（4名） 地域関係者（せたな町内）： <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会, 北檜山町農協, 新函館農協, ひやま漁協, 北部桧山森林組合, 建設協会, 商工会, 観光協会, 町議会議員, 町内会連絡協議会, 町民公募（4名） オブザーバー： <ul style="list-style-type: none"> 環境省・北海道地方環境事務所, 林野庁・渡島森林管理署, 国土交通省・北海道開発局・港湾空港部, 道庁・檜山振興局関係部署, 函館海上保安部, 電力会社, せたな町役場関係部署 など
	第1回 陸上、洋上 専門部会	令和3年 11月25, 26日	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電、太陽光発電に関する基礎情報 せたな町における自然、社会的状況 関係者ヒアリング、現地等詳細調査方法 	
	地域エネルギービジョン検討協議会（第2回：12月23日）の開催			
第2回 陸上、洋上 専門部会	令和4年 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> 関係者ヒアリング結果の報告 各エリアの条件設定（案）の提示 		
第3回 陸上専門部会	令和4年 7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 既存情報の収集状況 各エリアの条件設定（案）の見直し 		
地域エネルギービジョン検討協議会（第3回：8月3日）の開催				
令和4年度	第4回 陸上専門部会	令和4年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査結果の報告 各エリアの条件設定（案）の見直し 	
	第3回 洋上専門部会	令和4年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮事項の検討 	
	地域説明会（10月末～11月中旬）の開催			
	第5(4)回 陸上・洋上 専門部会	令和4年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> 地域説明会の結果報告 ゾーニングマップ、環境配慮事項（案）の報告 	
地域エネルギービジョン検討協議会（第4回：12月27日）の開催				

2. ゾーニングマップを活用する際の留意事項

2. ゾーニングマップを活用する際の留意事項

▶ 本ゾーニングマップを活用するにあたっては以下の点に留意すること

- ① 今後の事業計画を検討する際には、以下に示すような**関連法令やガイドライン**などにに基づき必要な手続き・措置を講じること

・環境影響評価法 ・景観法 ・森林法 ・水産資源保護法 ・農地法 ・電波法 ・航空法 ・建築基準法
 ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 ・漁業法 ・港湾法 ・港則法
 ・海岸法 ・漁港漁場整備法 ・北海道環境影響評価条例 ・北海道立自然公園条例 ・北海道自然環境等保全条例
 ・せたな町小形風力発電施設設置に係わるガイドライン ・その他関係法令、ガイドライン

- ② ゾーニングマップにおいて**詳細な情報が不足**しており、今後の情報取得に伴って、または、事業特性の観点から**環境影響が生じる可能性がある以下のような項目**については、**事業計画の検討段階で必要な調査**を行うこと
 そのうえで想定される環境影響の程度を予測・評価し、必要に応じた回避、低減策を検討すること

・騒音 ・風車の影（シャドーフリッカー） ・太陽光パネルの反射光 ・電波障害 ・水の濁り
 ・動植物の重要種、注目すべき生息地 ・漁業 ・景観 ・人と自然との触れ合いの場 など

- ③ 事業計画の検討にあたり、**現時点で環境影響に係る知見が不足している以下のような項目**※については、検討時点の**最新の情報や知見に基づいて**重大な影響が想定される場合には、**地域住民とのコミュニケーション**に留意しつつ、必要に応じて**配慮や対策**を検討すること

風力発電 ・家畜等への影響 ・夜間の光（航空障害灯） ・低周波音 など
 太陽光発電 ・設置後の除草（維持管理） など

※協議会や地域説明会で意見があり地域住民が懸念されている項目

- ④ 事業計画の検討にあたっては、町の導入目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、**可能な限り早期にせたな町、関係行政機関へ相談**するとともに、**地域住民への説明を行うこと**
 また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、上記と同様に隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して**相談・説明**を行うこと

- ⑤ ゾーニングマップでは現時点（令和4年12月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて**最新の情報を収集**して見直すこと

2. ゾーニングマップを活用する際の留意事項

➤ 事業を検討する際に、調整が必要と想定される手続き、関係法規等を整理した。

■ 関係手続、法規等一覧

	許可・申請手続	関連法規	関連する指定区域等	風力※	太陽光※	行政機関窓口
1	農地転用許可手続	農地法・農業振興地域の整備に関する法律	農振農用地区域農地	●	●	せたな町農業委員会、北海道農政部農業経営局
2	森林における開発許可等手続	森林法	保安林、国有林、地域森林計画対象民有林	●	●	林野庁渡島森林管理署、北海道水産林務部林務局治山課
3	開発許可手続	都市計画法	-	●	●	せたな町建設水道課
4	土地の形質変更に係る届出手続	土壌汚染対策法	-	●	●	北海道環境生活部環境保全局
5	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	●	●	せたな町教育委員会 教育庁生涯学習推進局
6	土地売買等の契約届出手続	国土利用計画法	-	●	●	せたな町まちづくり推進課
7	道路使用許可等手続	道路交通法	道路	●	●	せたな警察署 (各管轄の出張所・駐在所)
8	道路の占用許可手続等	道路法	道路	●	●	北海道渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所
9	景観法等に基づく届出	景観法	町内全域	●	●	北海道渡島総合振興局函館建設管理部
10	行為許可申請等手続	自然公園法	自然公園区域	●	●	北海道檜山振興局保健環境部
11	特別保護地区内における行為許可手続	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	●	●	北海道環境生活部自然環境局
12	環境アセスメント	環境影響評価法 北海道環境影響評価条例	-	●	●	経済産業省電気産業保安グループ電力安全課 北海道環境保全局環境政策課 せたな町まちづくり推進課
13	臨港地区内における行為の届出	港湾法	港湾区域	●	●	せたな町水産林務課(R5.4.1～農林水産課)
14	港湾区域内等における占用許可	港湾法	港湾区域	●		
15	漁港の区域内の水域等における占用等の許可	漁港漁場整備法	漁港区域	●		北海道檜山振興局 産業振興部 水産課
16	海岸保全区域の占用の許可等	海岸法	海岸保全区域	●		港湾局管理区域：せたな町水産林務課(R5.4.1～農林水産課) 水管理・国土保全局管理区域：北海道渡島総合振興局 函館建設管理部 今金出張所、維持管理課 水産庁管理区域：北海道檜山振興局 産業振興部 水産課 農村振興局管理区域：北海道檜山振興局 農業振興部 整備課

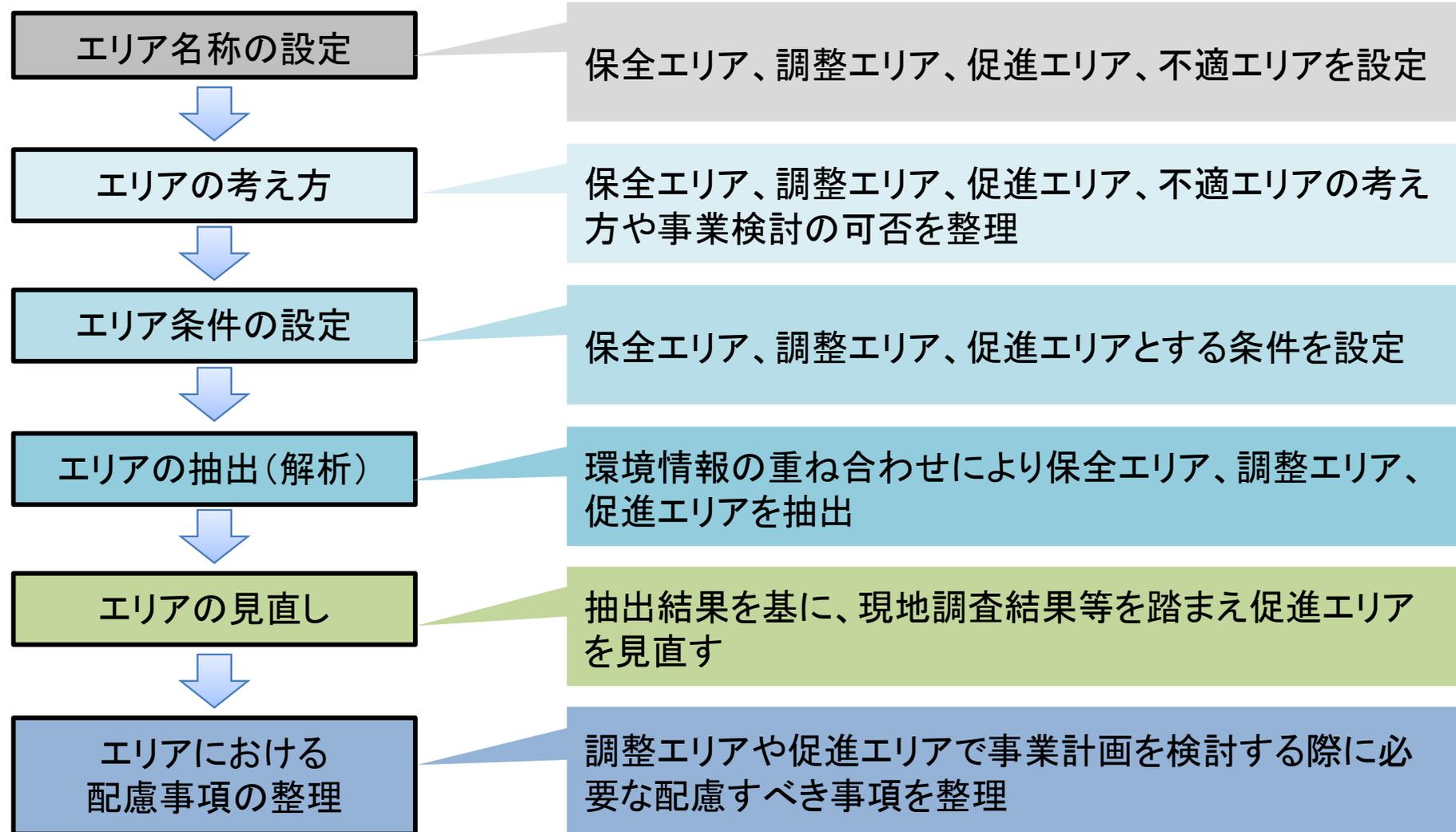
※ 再生可能エネルギー種別に該当する項目に“●”を記載

3. ゾーニングマップの作成方法

3. ゾーニングマップの作成方法

3.1 作成フロー

➤ ゾーニングマップの作成フローを以下に示す。



3. ゾーニングマップの作成方法

3.2 エリアの考え方

- ゾーニングマップでは、「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」、「不適エリア」に区分した。
- 各区分の考え方を以下に示す。

■ 区分する各エリアの考え方

区分	考え方	再エネ施設の事業検討
保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の指定から立地困難、または重大な環境影響が懸念されることにより、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべき範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 不可
調整 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性がある範囲 再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 設置可能
促進 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性がある範囲 自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の導入を促進しうるエリア 	
不適 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 上記エリア以外の範囲（＝事業性がなく、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地には適さないエリア） 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には不可 ※詳細調査などにより事業性があると判断されれば、検討は可能

3. ゾーニングマップの作成方法

3.2 エリアの考え方

- 各エリアの条件を設定し、環境情報を重ね合わせ(解析)することでゾーニングマップを作成した。
- エリアの抽出(解析)イメージを以下に示す。

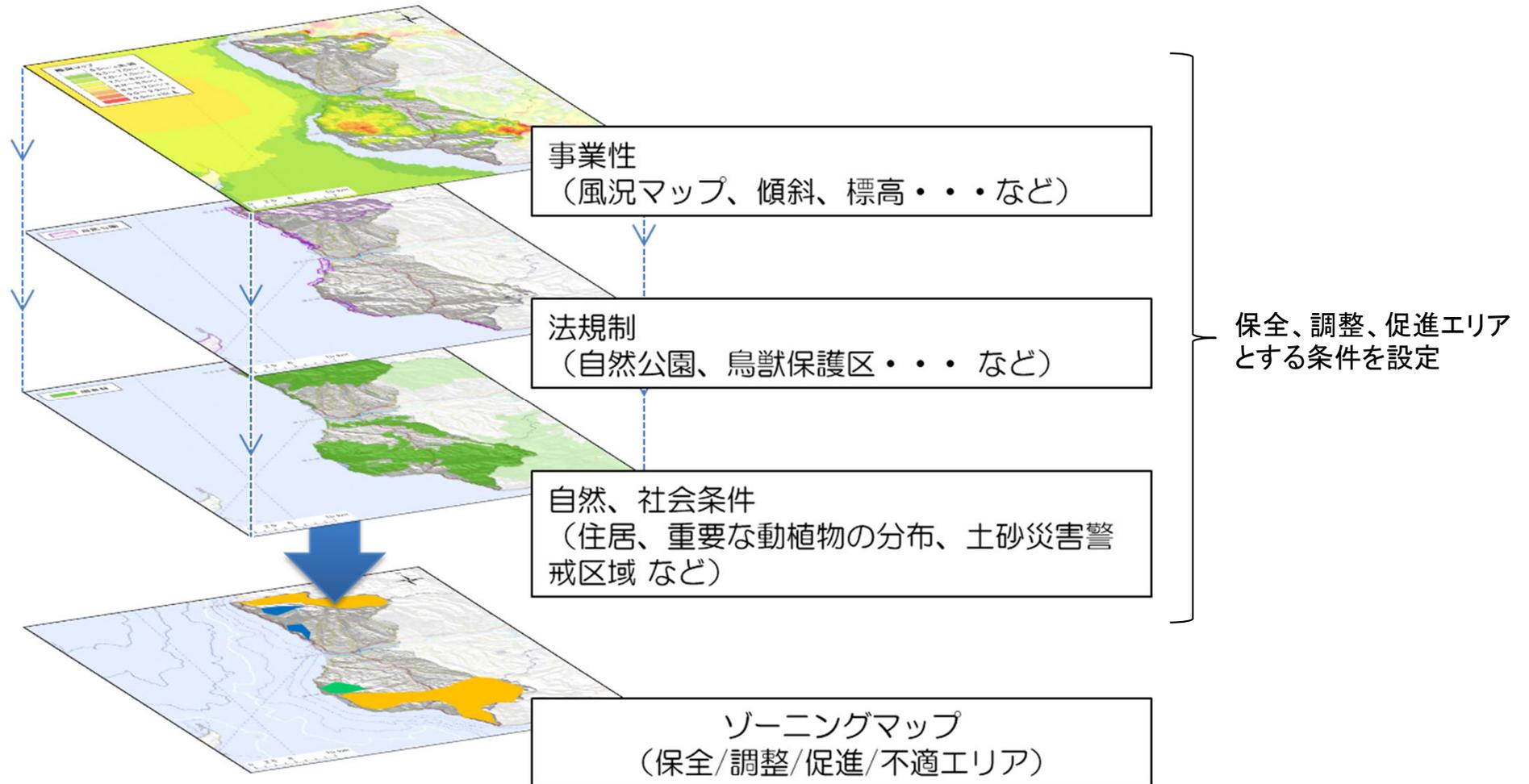


図 解析のイメージ

3. ゾーニングマップの作成方法

3.3 ゾーニングで収集、整備した環境情報

- ゾーニングでは、公開(ホームページ上など)されている情報、関係行政機関や町内の保有情報に加え、詳細調査やヒアリング調査結果を整理し、地域の環境情報として整備した。
- 環境情報の整備結果は、参考資料1を参照。

■ 公開情報、または関係行政機関や町内の保有情報

区分		整備した環境情報
事業性	風況、日射量	環境省風況マップ(陸上)、NEDO風況マップ(陸上)、NeoWins風況マップ(洋上)、年平均日射量
	標高等	標高、傾斜区分、斜面方位、地上開度、水深
	インフラ等	既存の再生可能エネルギー施設(風力発電所、太陽光発電所)、事業計画地(風力発電所)、系統情報(送電線、電柱位置)、道路、林道、海上インフラ(海底ケーブル、航路標識、海底波高計、海底障害物、魚礁)
自然環境	貴重な動植物の生息・生育地	海の重要野鳥生息地(マリーンIBA)、生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)、藻場、特定植物群落、巨樹・巨木、植生図(縮尺1/2.5万)、植生自然度、保護林
	地形・地質	日本の典型地形、表層地質図、河川、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域(河川、ため池)、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所、海底質(岩礁の分布)
	景観等	景観資源、主要な眺望点・身近な視点場、長距離自然歩道
	歴史・文化	指定文化財、埋蔵文化財包蔵地
社会環境	土地利用状況	土地利用区分、原野・雑種地、国有林、民有林、農地(田、畑)、遊休農地、学校跡地、牧場、井戸、指定避難所
	法令等による指定地	保護水面、内水面漁業権、自然公園地域、鳥獣保護区、保安林、農振農用地区域、用途地域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域、環境緑地保護地区等、騒音・振動規制区域、漁業権設定区域、港湾区域、漁港区域、河口規制区域(さけ・ます)
その他	基盤情報	航空写真、地番図、海図、赤色立体図

3. ゾーニングマップの作成方法

3.3 ゾーニングで収集、整備した環境情報

■ 詳細調査、ヒアリング調査により収集、整備した情報

区分		整備した環境情報
事業性	風況、日射量	陸上風況マップ(詳細調査)
	インフラ等	陸上風力を対象とした促進エリアへのアクセス路(詳細調査)
自然環境	貴重な動植物の生息・生育地	鳥類・コウモリ類・魚類等海域に生息する重要種(ヒアリング調査)、藻場(詳細調査)
	景観等	可視領域図(詳細調査)
社会環境	土地利用状況	住居等建物(詳細調査)、公共施設、港湾計画図、海面漁場利用実態(ヒアリング調査)、イカ釣り漁船操業実態(詳細調査)、船舶航行状況(AIS、船舶通航量、航路、ヒアリング調査)、海岸保全区域(詳細調査)、内水面漁業実態(ヒアリング調査)

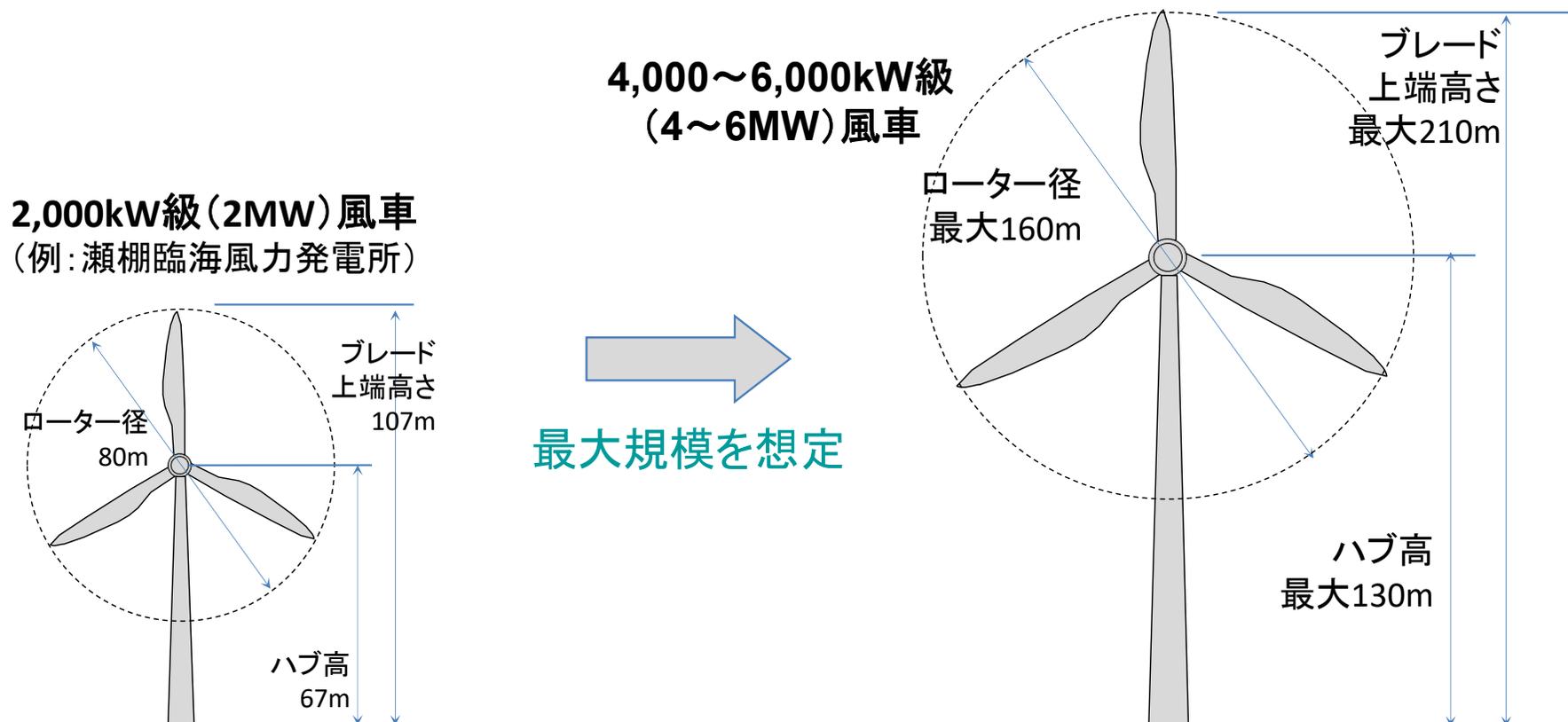
4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.1 陸上風力発電に係る条件の設定

(1) 対象とする風車規模

- 本ゾーニングの対象として想定する風車規模は、今後主流となる**4～6MW級**とした。
- 既にメーカーから機種(4～6MW級)が公表されていること、国内の環境影響評価で計画として採用されていること、今後技術開発が進むことを踏まえて現時点で想定される**最大の規模**を設定した。



4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.1 陸上風力発電に係る条件の設定

(2) 各エリアの条件設定

- 陸上風力発電における「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表の各項目を満たす範囲とした。

■ 陸上風力発電におけるエリア条件（1/2）

項目			保全エリア	調整エリア	促進エリア
1	自然公園地域	特別保護地区、第1種特別区域	○	—	—
		第2、3種特別区域、普通地域	—	○	—
2	鳥獣保護区	特別保護地区	○	—	—
		特別保護地区以外	—	○	—
3	法令等指定地	砂防指定地※	○	—	—
4		地すべり防止区域	○	—	—
5		急傾斜地崩壊危険区域※	○	—	—
6		土砂災害(特別)警戒区域	○	—	—
7		騒音・振動規制区域	○	—	—
8	事業性	風況	—	5.5m/s以上の範囲	
9		標高	—	1,000m以下の範囲	
10		傾斜度	—	20度未満の範囲	
11		地上開度	—	115度以上の範囲	
12		土地利用(100mメッシュ)	—	建物用地、道路、鉄道、河川地及び湖沼、海水域、ゴルフ場以外の範囲	

※ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域は、関係機関から位置情報を収集し、地点データとしてゾーニングマップに反映した。
 なお、促進エリアの近隣に分布する砂防指定地については図面を収集し、詳細範囲をゾーニングマップに反映した。

4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.1 陸上風力発電に係る条件の設定

(2) 各エリアの条件設定

■ 陸上風力発電におけるエリア条件 (2/2)

項目		保全エリア	調整エリア	促進エリア	
13	社会条件	山地災害危険地区	○	—	
14		土砂災害危険箇所	○	—	
15		津波浸水想定区域	○	—	
16		洪水浸水想定区域	○	—	
17		住居、環境配慮施設(学校、病院等)からの距離※1	0~450m	450~1km	1km~
18		保安林	○	—	
19		農振農用地区域農地	○	—	
20	自然条件	保護林	○	—	
21		植生自然度が高い区域(植生自然度9, 10)	○	—	
22		特定植物群落	○	—	
23		巨樹・巨木※2	○	—	
24		環境緑地保護地区等	○	—	
25		日本の典型地形	○	—	
26		長距離自然歩道	○	—	
27	埋蔵文化財包蔵地※2	○	—		

※1 住居、環境配慮施設からの距離は、風車中心位置からの水平距離として設定した。

※2 巨樹・巨木、埋蔵文化財包蔵地は、面的な分布情報ではなく位置情報であるため、地点データとしてゾーニングマップに反映した。

4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.1 陸上風力発電に係る条件の設定

(3) 促進エリアの規模による見直し

- 前項の条件をもとに抽出された促進エリアについて、エリアの規模による風車の設置可能性の観点からエリアを踏まえ絞り込みを行った。
- 絞り込みは、せたな町内の卓越風向を踏まえた風車配置を想定し、風車が複数基設置可能な場所とした。

【複数基とした理由】

- 本ゾーニングの対象とした風力発電施設が環境影響評価の対象となる条件
- 4~6MW (想定する風車規模) × 2基以上
= 8~12MW > 第一種、第二種事業

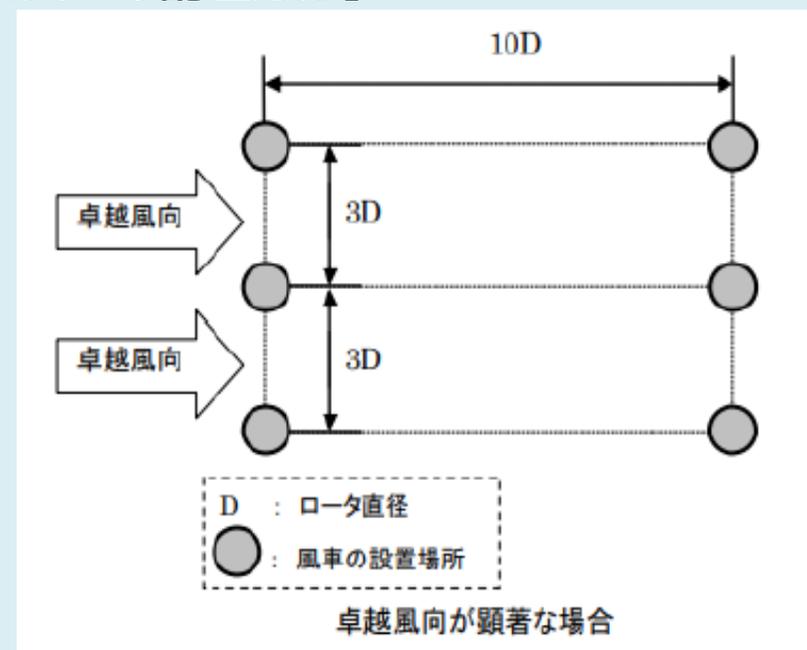
北海道環境影響評価条例施行規則による環境影響評価の対象事業 (風力発電)

第一種事業 : 1万 kW (10MW) 以上

第二種事業 : 5,000 kW (5MW) 以上

1万 kW (10MW) 未満

【風車の配置方法】



風力発電導入ガイドブック, NEDO, 2008年2月改定第9版

4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.2 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

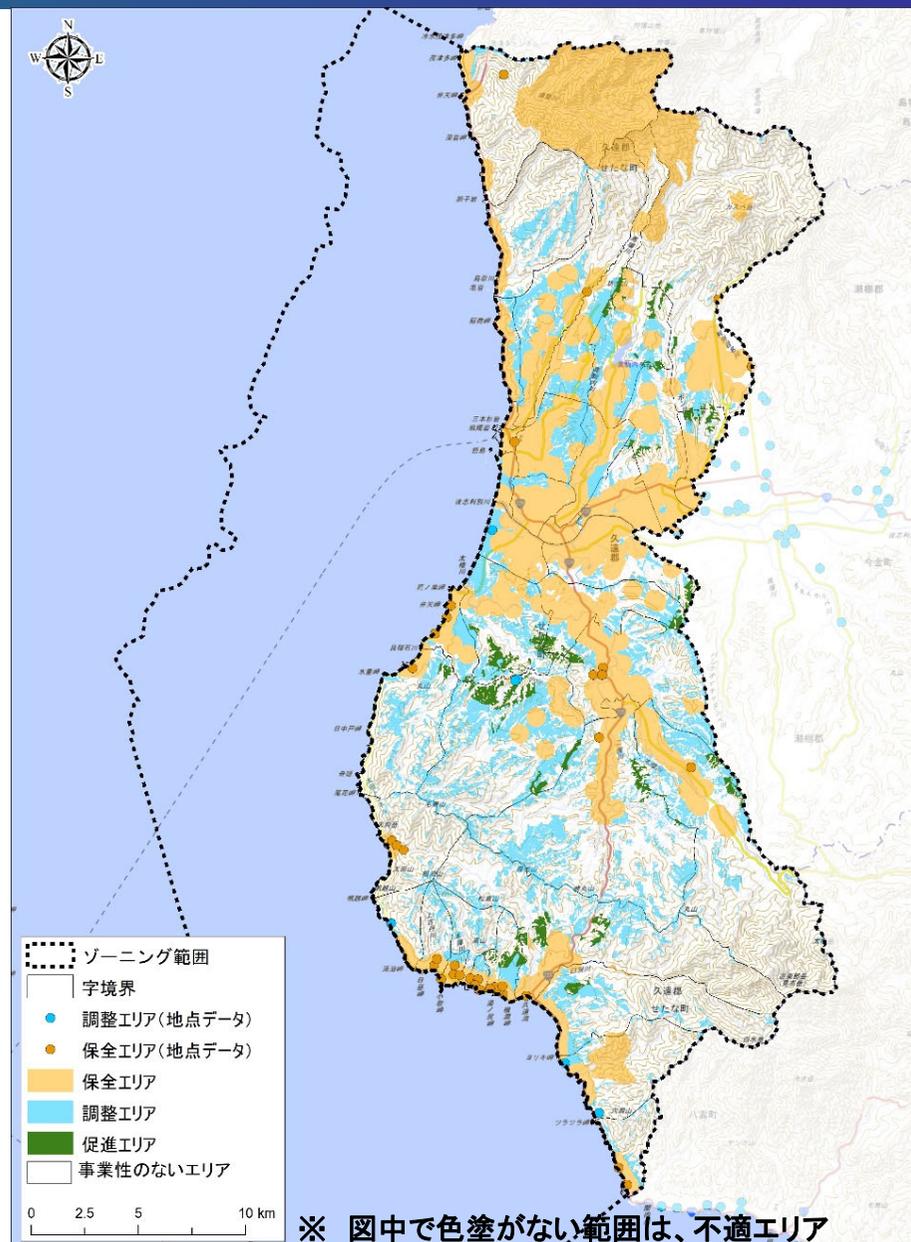
- ゾーニングマップを右図に、各エリアの面積を下表に示す。
- 地区別の詳細は参考資料2、3を参照。
- 町全体の面積の約3割が保全エリアに、約2割弱が調整エリアまたは促進エリアとなっている。

■ 陸上風力発電における各エリア

エリア区分	面積 (割合) ※1	(参考) 導入想定量※2	
		設備容量	発電電力量
保全エリア	18,361ha (28.8%)	—	—
調整エリア	9,671 (15.1%)	967 MW	2,240 GWh/年
促進エリア	1,148 (1.8%)	115 MW	266 GWh/年

※1 割合とは、町全域の面積(638.7km²)に対する割合を示す

※2 (参考)導入想定量は、「平成25年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」(環境省,平成26年3月)を参考に、1km²あたり設備容量1万kW(10MW)として、発電電力量は風速別の稼働率を基に算出



4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.3 陸上風力発電に係る配慮事項

- ゾーニングマップでは、情報不足により事業による影響についての検討が十分に実施できない事項も含まれる。
- ここでは、陸上風力発電事業の計画を具体化する段階で、特に配慮が必要となる事項を整理した。

■ 配慮事項（1/2）

No	項目	配慮事項
1	騒音	<p>本ゾーニングでは、町内の既存風車と住居との位置関係から、離隔距離450m以内を保全エリア、450m～1kmを調整エリアと設定した。ただし、現地の地形や風向き等により、音の伝達も異なることから、450m以上あるいは1km以上であれば、問題ないとするものではない。事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査したうえで、採用する風車規模および配置による騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。参考：『風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月、環境省）』</p> <p>特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。</p>
2	風車の影	<p>本ゾーニングでは風車規模や配置まで設定できないため、風車の影の影響については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、風車影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。</p> <p>特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。</p>
3	水の濁り	<p>本ゾーニングでは風車配置や土地の改変区域まで設定できないため、水の濁りについては考慮していない。事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設等を設置するなど適切な濁水防止策を図る必要がある。</p> <p>町内では、促進エリアの下流2km圏内で松岡に1箇所、小倉山に1箇所、丹羽に1箇所、西丹羽に3箇所、東丹羽に3箇所、宮野に2箇所、平浜に1箇所の水道水源が存在する。また小川、共和を集水域とする太櫓川支流、宮野、平区を集水域とする臼別川は保護水面に指定されている。これらの地域では特に配慮が必要である。</p>

4. 陸上風力発電に係るゾーニングマップ

4.3 陸上風力発電に係る配慮事項

■ 配慮事項 (2/2)

No	項目	配慮事項
4	動植物の重要種、注目すべき生息地	<p>本ゾーニングでは、町内における重要種の位置情報まで反映できていないため、事業計画を具体化する段階では、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、十分に影響を回避・低減する必要がある。特に、風力発電においては事業計画地およびその周辺に重要な鳥類やコウモリ類が生息する場合があります、バードストライクによる個体数の減少等が発生する恐れが考えられる。そのため、利用環境や営巣場所も含めた詳細な現地調査が必要である。</p> <p>なお、専門家へのヒアリングや地域説明会では、町内の後志利別川沿いで海ワシ類、牧場周辺でオオワシ、オジロワシ、海岸沿いでミサゴが多くみられるとの情報が得られており、それらについては、特に配慮が必要である。また、コウモリ類についても狩場山等の標高の高いところについては種数も多いと想定されることのご意見を頂いたことから、同様に配慮が必要である。</p>
5	景観	<p>本ゾーニング検討においては、代表的な身近な視点場からの想定風車の見え方や、主要な眺望点からの簡易シミュレーションにより影響の概略予測を行った。しかしながら、事業計画を具体化する段階では、採用する風車規模および配置により簡易シミュレーションと実際との見え方は異なるため、各眺望点からの視認可能性や眺望特性(主要な眺望方向、景観要素等)を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じて風車配置など詳細を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。</p> <p>町内の主要な眺望点としては、町内を一望できる立象山展望台などが挙げられる。また、眺望対象としては、自然景観資源(環境省,自然環境保全基礎調査結果)が北檜山区に3箇所、瀬棚区に6箇所、大成区に5箇所存在する。</p>
6	人と自然との触れ合い活動の場	<p>風力発電所の建設により人と自然との触れ合い活動の場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。本ゾーニングでは主な人と自然との触れ合い活動の場について情報整理を行った。事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れ合い活動の場が存在する場合は風車からの離隔を確保する、改変しないようにする、改変する場合はその改変面積を最小限に抑えるなど、配慮する必要がある。</p> <p>せたな町内では国道229号線、230号線は、長距離自然歩道に指定されている他、三本杉地区と真駒内ダムにキャンプ場などが存在し、人と自然との触れ合い活動の場となっている。</p>

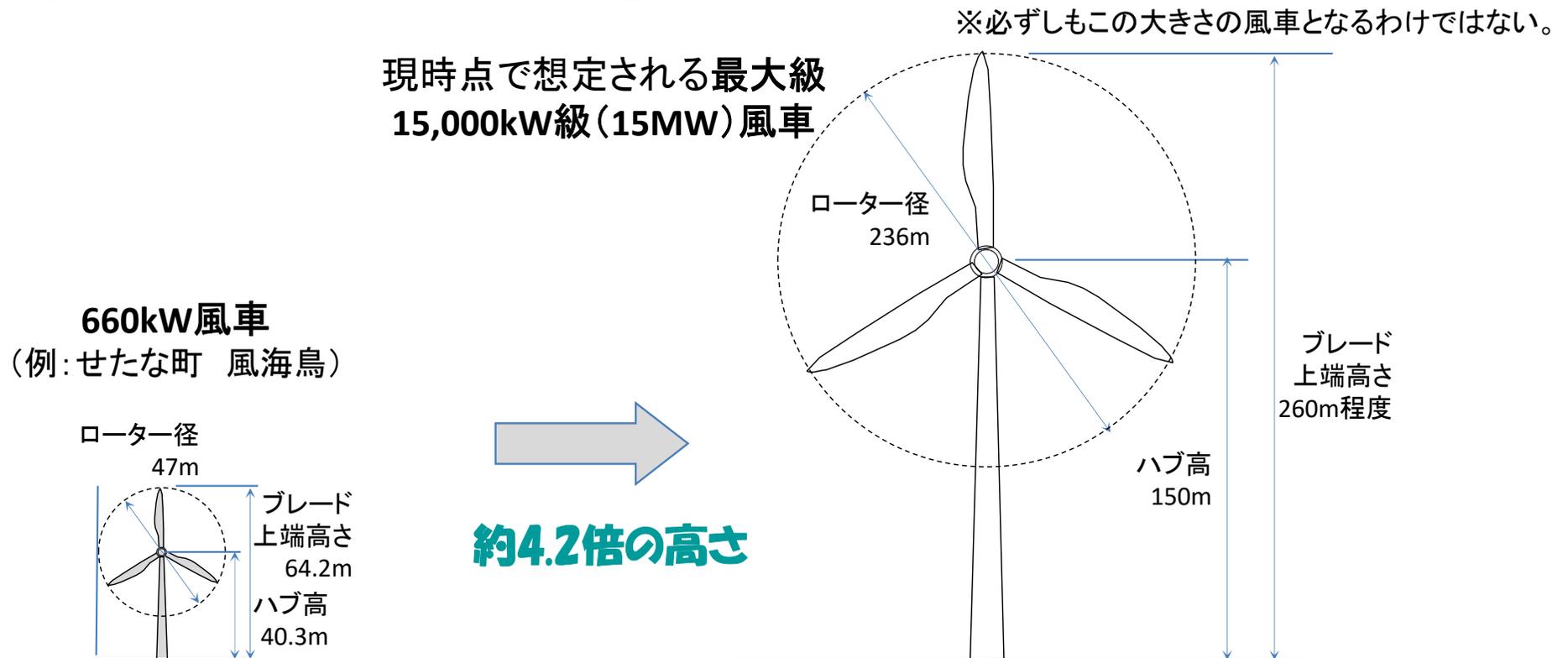
5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.1 洋上風力発電に係る条件の設定

(1) 対象とする風車規模

- 本ゾーニングの対象として想定する風車規模は、**15MW級**とし、景観シミュレーション等を行った。
- 近年の大型化によりメーカーから公表されている機種は**15MW級**があり、既に国内の環境影響評価で計画として採用されていること、今後技術開発が進むことを踏まえて現時点で想定される**最大級の規模**を設定した。



5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.1 洋上風力発電に係る条件の設定

(2) 各エリアの条件設定

- 洋上風力発電における「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表に示す各項目を満たす範囲とした。

■ 洋上風力発電におけるエリア条件

項目		保全エリア	調整エリア	促進エリア
1	法令等指定地	自然公園 特別保護地区、第1種特別区域	○	—
		地域 第2、3種特別区域、普通地域	—	○
2	法令等指定地	水産資源保護法 河口規制区域(さけ・ます)	○	—
3		海岸保全区域	—	○
4		港湾区域	—	○
5		漁港区域	—	○
6		事業性	Neowins洋上風況マップ	—
7	底質(岩盤)		—	○
8	社会条件	住居、環境配慮施設等からの距離 ^{※1}	0~450m	450m~1km
9		海底障害物 ^{※2}	0~472m	—
10		魚礁 ^{※2}	0~472m	—
11		海底ケーブル ^{※2}	0~472m	—
12		海底波高計 ^{※2}	—	0~472m
13		船舶航路(船舶通航量)	—	○
14	漁業	イカ釣り操業エリア	—	○
15		洋上風車による影響を受けやすい漁法	—	○
16		漁業権(定置漁業権・区画漁業権)	—	○
17	自然条件	環境省 藻場分布図	—	○
18		生物多様性の観点から重要度の高い海域	—	○
19		マリーンIBA	—	○

※1 住居、環境配慮施設からの距離は、風車中心位置からの水平距離として設定した。

※2 海域施設との離隔距離の設定は、想定する風車の倒壊影響距離を基に整理した(詳細は次頁を参照)。

5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.1 洋上風力発電に係る条件の設定

(参考) 風車の倒壊影響距離の想定

- 洋上に設置する風車と水域施設等との離隔は、洋上風力発電施設の破壊モード※1を考慮した倒壊影響距離Hf(風車の全長)及び風力発電施設後方の乱流範囲2D(D=ロータ径)の離隔のうち、より遠くとなる方を設定した。

① 杭式基礎 (モノパイル構造) の破壊モード

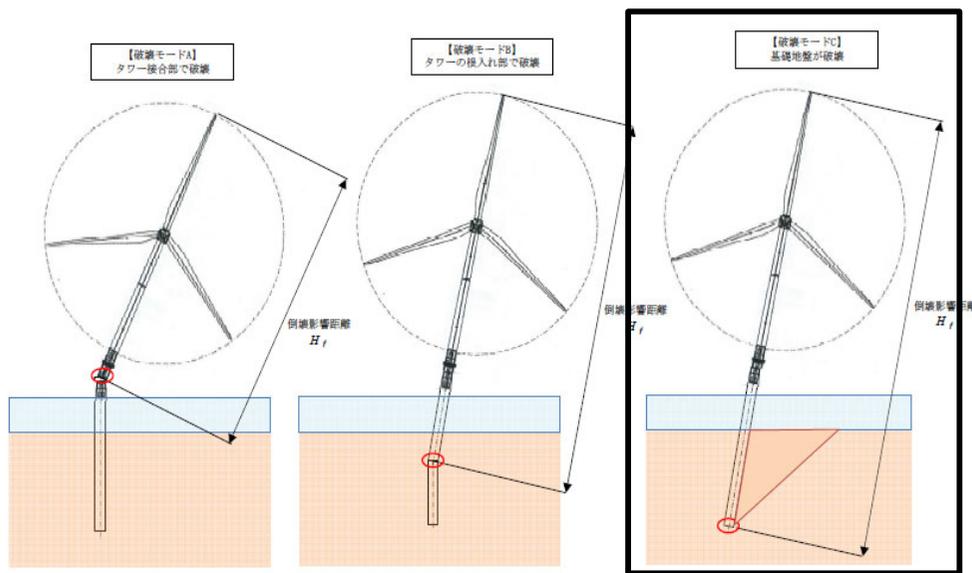


図 1.3.1 杭式基礎の破壊モードの参考例

想定した風車規模(15MW)の全長
全長Hf ≒ 330m

<

想定した風車規模(15MW)のロータ直径(D) ≒ 236m
2D = 236m × 2 = **472m(片側)**

2. 指定済みの基地港湾の評価

(2) 評価の前提とする洋上風力発電設備の寸法、重量の想定

- 洋上風力発電設備の公表されている情報を基に、将来導入が想定される15、20MW機の寸法・重量を推算した。

	10MW機	15MW機	20MW機
洋上風力発電設備の寸法概要			
重量			
ナセル	約450t±50	約650t±100	約850t±100
ブレード	約125t±10(3枚)	約180t±10(3枚)	約250t±10(3枚)
タワー	約550t±100	約950t±100	約1400t±100
小計	約1,100t前後	約1,800t前後	約2,500t前後
モノパイル基礎	約900t±300	約1200t±300	約1500t±300
計	約2,100t前後	約3,100t前後	約4,200t前後
参考機種	SG10.0-193DD, V164-10MW	SG14.0-222DD, V236-15MW, Haliade-X	無し

(出所)各種資料より作成(次頁参照)。

※1 港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(H27年3月, 国土交通省港湾局)

※2 風車大型化・発電所大規模化に対応した基地港湾の最適な規模について(R3年8月, 国土交通省港湾局)

5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.2 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

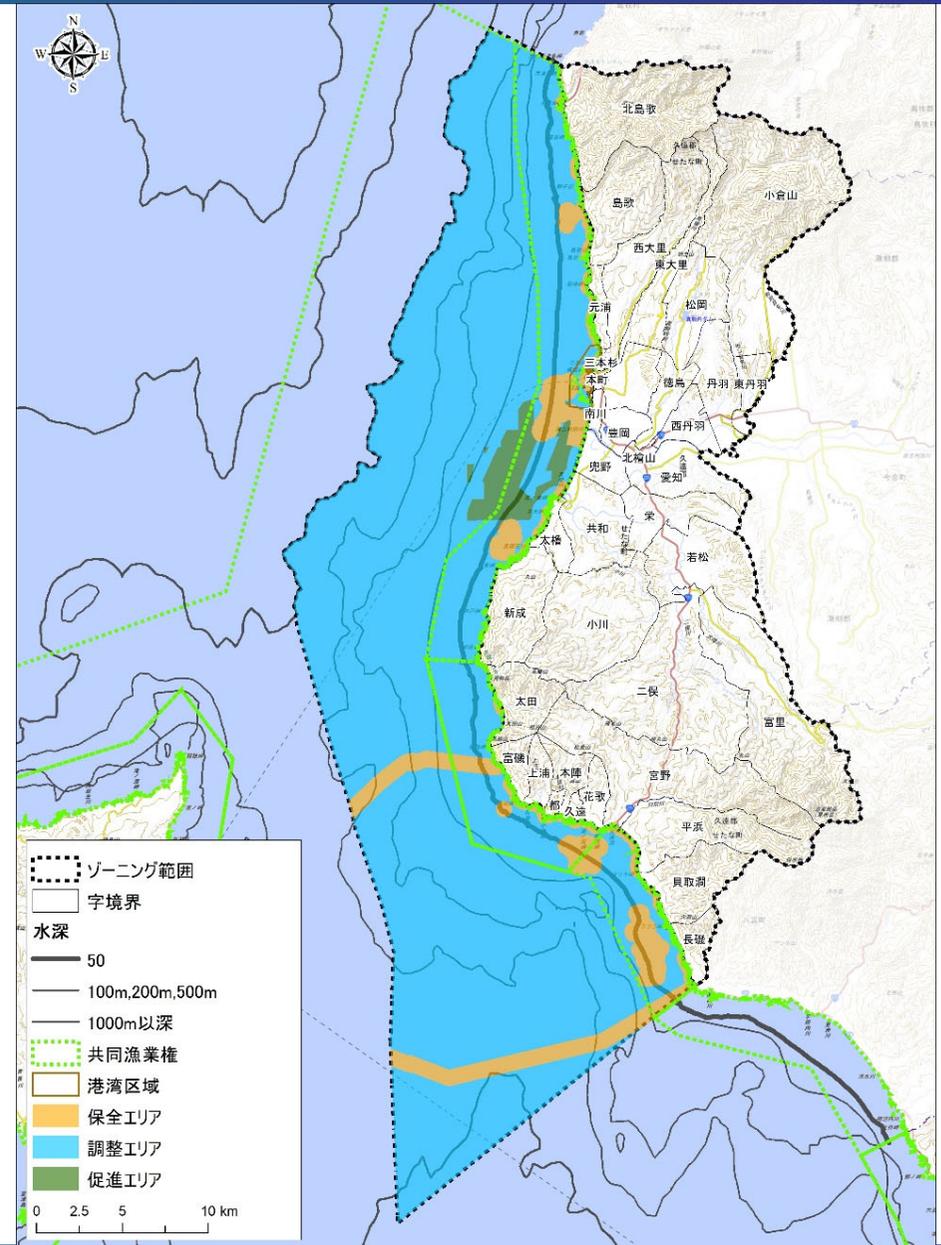
- ゾーニングマップを右図に、各エリアの面積を下表に示す。
- 詳細は参考資料2を参照。
- 対象範囲の約9割が調整エリアおよび促進エリアとなった。

■ 洋上風力発電における各エリア

エリア区分	面積（割合）※1	【参考】導入想定量※2
保全エリア	6,604.4ha (9.0%)	—
調整エリア	64,639.8ha (88.5%)	6,464.0MW
促進エリア	1,831.1ha (2.5%)	183.1MW

※1 洋上風力発電に係るゾーニングの対象範囲に占める割合を示す。

※2 導入想定量は、「平成25年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」(環境省,平成26年3月)を参考に、1km²あたり設備容量1万kW(10MW)とした。



5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.3 洋上風力発電に係る配慮事項

- ゾーニングマップでは、情報不足により事業による影響についての検討が十分に実施できない事項も含まれる。
- ここでは、洋上風力発電事業の計画を具体化する段階で、特に配慮が必要となる事項を整理した。

■ 配慮事項（1/3）

No	項目	配慮事項
1	騒音	本ゾーニングでは、町内の既存風車と住居との位置関係から、離隔距離450m以内を保全エリア、450m～1kmを調整エリアと設定した。ただし、現地の地形や風向き等により、音の伝達も異なることから、450m以上あるいは1km以上であれば、問題ないとするものではない。事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査したうえで、採用する風車規模および配置による騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。参考：『風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月、環境省）
2	風車の影	本ゾーニングでは風車規模や配置まで設定できないため、風車の影の影響については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、風車影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。
3	動植物の重要種、注目すべき生息地	本ゾーニングでは、藻場分布図、生物多様性の観点から重要度の高い海域、マリーンIBAを調整エリアと設定しているものの、重要種の生息地や繁殖、産卵地まで反映できていない。事業計画を具体化する段階では、魚類、鳥類（海鳥・渡り鳥・希少猛禽類を含む）等に関する生息分布情報について、関係機関、専門家へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、十分に影響を回避・低減する必要がある。 なお、専門家へのヒアリングでは、町内の大成区花歌、長磯地区の陸域のほか後志利別川を中心とした河口付近で、海ワシ類の分布がみられるとご意見を頂いており、該当地区の地先では特に海ワシ類の生息状況について十分に調査を行ったうえで、高頻度に利用する海域が確認された場合は、環境保全措置を検討する必要がある。

5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.3 洋上風力発電に係る配慮事項

■ 配慮事項（2/3）

No	項目	配慮事項の内容
4	漁業	<p>漁業権(定置漁業権・区画漁業権)</p> <p>本ゾーニングでは、既存文献による情報収集を行い、定置漁業権および区画漁業権を確認した。これらの漁業権区域内では固定式漁具が設置されることから、事業実施区域と重複する場合は重大な影響が想定される。事業計画を具体化する段階では、定置漁業権や区画漁業権の行使状況を調査したうえで、原則として回避する必要がある。</p> <p>町内では、ヒアリングにより、瀬棚港に出入りする際に、同港沖の南北に分布する区画漁業権区域を避けて航行するといった情報が得られており、漁船等の動きにも配慮が必要である。</p>
		<p>水産資源保護法における河口規制区域(さけ・ます)</p> <p>本ゾーニングでは、水産資源保護法による河口規制区域である各河川の河口から300～1,000mの範囲(さけ・ますの採捕が禁じられている)は保全エリアとした。しかしながら、専門家ヒアリングにおいてサケ科魚類の生活史を考慮して注意すべきと意見があったことから、事業計画を具体化する段階では、サケの遡上時期において河口規制区域だけでなく、その周辺への間接的な影響も含めて検討する必要がある。</p>
		<p>魚礁、海底障害物</p> <p>本ゾーニングでは既存文献による情報収集を行い、魚礁、海底障害物の設置、存在位置を整理し、離隔距離を検討した。しかしながら、津波等災害の発生による風力発電施設の倒壊に伴い、魚礁や海底障害物に影響を及ぼす可能性が考えられるため、事業計画を具体化する段階では、関係機関、専門家へのヒアリングや海底地形の計測等により最新の情報を調査し、可能な限り影響を回避するように検討する必要がある。なお、魚礁については、密漁防止の観点から秘匿性の高い情報として取り扱う必要があるため、ひやま漁業協同組合、檜山振興局、町との調整を図りつつ検討する必要がある。</p>
		<p>イカ釣り操業</p> <p>本ゾーニングでは、夜間衛星画像を用いてイカ釣り漁船の漁火をもとに利用頻度に関する調査を実施した。しかしながら、イカ釣り漁はイカの群れの動きや当日の海象条件を基に操業するため、範囲を特定することはできない。事業計画を具体化する段階では、ひやま漁業協同組合、関係機関へのヒアリングなどにより海域の利用状況を調査し、可能な限り影響を軽減、最小化もしくは代償するように漁場利用者との調整を図りつつ漁業影響緩和策を検討する必要がある。</p>
		<p>洋上風車による影響を受けやすい漁法</p> <p>本ゾーニングでは、ひやま漁業協同組合へのアンケートやヒアリングを通して操業実態を調査した。町内では、様々な漁法による漁業が行われており、特にヒラメ曳釣り等の計4漁法については風車の設置により影響を受けやすいと考えられるため、事業計画を具体化する段階では、ひやま漁業協同組合、関係機関へのヒアリングなどにより海域の利用状況を調査し、可能な限り影響を軽減、最小化もしくは代償するようにひやま漁業協同組合と合意形成を図りつつ漁業影響緩和策を検討する必要がある。</p>

5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.3 洋上風力発電に係る配慮事項

■ 配慮事項（3/3）

No	項目		配慮事項
5	海上 インフラ	船舶 航行量	本ゾーニングでは、平成29年～令和3年のAIS(船舶自動識別装置)の情報を基に海域の船舶航行量を調査した。しかしながら、AISを搭載していない漁船、小型船舶等の情報は把握できていないため、事業計画を具体化する段階では、関係機関へのヒアリングや現地調査により最新の船舶航行量を調査し、可能な限り影響と回避するように関係機関との調整を図りつつ検討する必要がある。
		海底 ケーブル	本ゾーニングでは、既存文献を収集し、海底ケーブルや海底波高計の設置場所を整理した。事業計画を具体化する段階では、関係機関、専門家へのヒアリングや海底地形の計測等により最新の情報を調査し、可能な限り影響を回避するように施設管理者と調整を図りつつ検討する必要がある。
6	景観		本ゾーニング検討においては、代表的な身近な視点場からの想定風車の見え方や、主要な眺望点からの簡易シミュレーションにより影響の概略予測を行った。しかしながら、事業計画を具体化する段階では、採用する風車規模および配置により簡易シミュレーションと実際との見え方は異なるため、各眺望点からの視認可能性や眺望特性(主要な眺望方向、景観要素等)を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じて風車配置など詳細を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。
7	人と自然との 触れあい活動の場		<p>風力発電所の建設により人と自然との触れあい活動の場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。本ゾーニングでは主な人と自然との触れあい活動の場について情報整理を行った。事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れあい活動の場が存在する場合は風車からの離隔を確保する、改変しないようにする、改変する場合はその改変面積を最小限に抑えるなど、配慮する必要がある。</p> <p>町内では国道229号線、230号線は、長距離自然歩道に指定されている他、心とろ海水浴場、三本杉海水浴場などが存在し、人と自然との触れ合い活動の場となっている。</p>

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6.1 太陽光発電に係る条件の設定

(1) 対象とする太陽光発電

- 本ゾーニングでは、太陽光発電のうち、地上設置型、営農型を対象とした。
- 太陽光発電の出力規模については、ある程度のまとまりを考慮して10kW以上を対象とした。

	①地上設置型	②営農型
検討 個所	原野や雑種地などの低未利用地	田んぼ、畑、採草放牧地など農地
事例	 <p>町内における 地上設置型太陽光発電事例 (現地写真)</p>	 <p>パネル下での農作業事例 農林水産省, 営農型太陽光発電について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html</p>

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6.1 太陽光発電に係る条件の設定

(2) 各エリアの条件設定

- 太陽光発電における「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表に示す各項目を満たす範囲とした。

■ 太陽光発電におけるエリア条件（1/2）

No	項目		保全エリア	調整エリア	促進エリア
1	自然公園地域	特別保護地区、第1種特別区域	○	—	—
		第2、3種特別区域、普通地域	—	○	—
2	鳥獣保護区	特別保護地区	○	—	—
		特別保護地区以外	—	○	—
3	法令等指定地	砂防指定地	○	—	—
4		地すべり防止区域	○	—	—
5		急傾斜地崩壊危険区域	○	—	—
6		土砂災害（特別）警戒区域	○	—	—
7		騒音・振動規制区域	○	—	—
8		傾斜度：30度未満	—	○	○
9		斜面方向：平地または南側斜面	—	○	○
10	事業性 土地利用状況	未利用地【地上設置型】	—	原野・雑種地以外、 農用地区域内農地以外、 学校跡地	原野・雑種地
		農地【営農型】	—	農用地区域内農地	—

※ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域は、関係機関から位置情報を収集し、地点データとしてゾーニングマップに反映した。

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6.1 太陽光発電に係る条件の設定

(2) 各エリアの条件設定

■ 太陽光発電におけるエリア条件（2/2）

No	項目		保全エリア	調整エリア	促進エリア
11	社会条件	山地災害危険地区	-	○	-
12		土砂災害危険箇所	-	○	-
13		津波浸水想定区域	-	○	-
14		洪水浸水想定区域	-	○	-
15	自然条件	森林地域（国有林、民有林：保安林含む）	○	-	-
16		保護林	○	-	-
17		自然度の高い植生（自然度9, 10）	-	○	-
18		特定植物群落	-	○	-
19		巨樹・巨木※	-	○	-
20		環境緑地保護地区等	-	○	-
21		日本の典型地形	-	○	-
22		長距離自然歩道	-	○	-

※ 巨樹・巨木は、面的な分布情報ではなく位置情報であるため、地点データとしてゾーニングマップに反映した。

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6.2 太陽光発電に係るゾーニングマップ

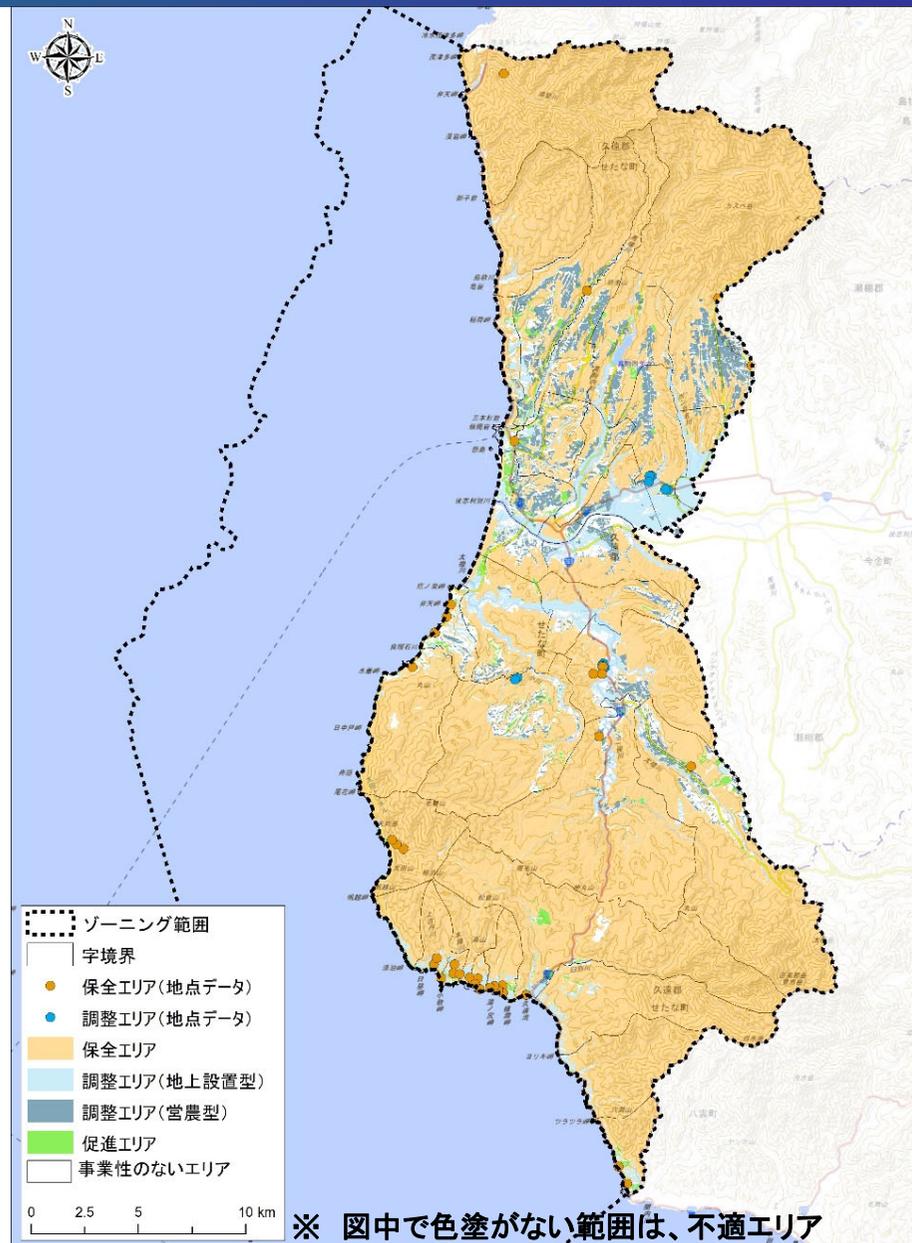
- ゾーニングマップを右図に、各エリアの面積を下表に示す。地区別の詳細は参考資料2を参照。
- 地区別の詳細は参考資料2、3を参照。
- 保全エリアは町の約8割を、促進エリアと調整エリアは、合わせて約1割を占める結果となった。

■ 太陽光発電における各エリア

エリア区分		面積ha (割合) ※1	【参考】導入想定量※2	
			設備容量 (MW)	発電電力量 (kWh/年)
保全エリア		50,804 (79.54%)	—	—
調整 エリア	地上設置型	3,855 (6.04%)	4,279	5,161
	営農型	2,962 (4.64%)	1,184	1,429
促進エリア		735 (1.15%)	816	984

※1 割合とは、町全域の面積(638.7km²)に対する割合を示す

※2 導入想定量とは、「令和3年度再エネ導入ポテンシャルに関する情報活用及び提供方策検討等調査委託業務」(環境省,令和4年3月)を参考に、地上設置型は1㎡あたり0.111kW、農地は1㎡あたり0.04kWとして、発電電力量は地域別発電量係数:1,206 kWh/(kW・年)を基に算出



6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6.3 太陽光発電に係る配慮事項

- ゾーニングマップでは、情報不足により事業による影響についての検討が十分に実施できない事項も含まれる。
- ここでは、太陽光発電事業の計画を具体化する段階で、特に配慮が必要となる事項を整理した。

■ 配慮事項（1/2）

No	項目	配慮事項
1	騒音	太陽光発電施設における稼働中のパワーコンディショナをコンテナなどに格納する場合、騒音の影響は小さいと想定されるが、周辺に住居や環境配慮施設(学校、病院、福祉施設)等が存在する場合は、騒音による影響が発生する可能性がある。本ゾーニングでは、住居や環境配慮施設等の分布は整理したものの、太陽光発電施設の規模や配置まで設定できないため、騒音については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設(学校、病院、福祉施設)等の詳細を調査したうえで、騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。
2	反射光	太陽光発電施設におけるパネルの設置の仕方や季節、時間帯により、近隣の住居や環境配慮施設等に一時的に反射光が差す場合が想定される。本ゾーニングでは、住居や環境配慮施設等の分布は整理したものの、太陽光発電施設の規模や配置まで設定できないため、反射光については考慮していない。事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設等の詳細を調査したうえで、反射光の影響を予測・評価し、影響が生じる可能性がある場合は設置する太陽光パネルの向きや配置、仕様(反射を抑えたパネル採用)、植栽などの遮蔽物の設置など環境保全措置を検討する必要がある。
3	水の濁り	本ゾーニングでは風車配置や土地の改変区域まで設定できないため、水の濁りについては考慮していない。事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設等を設置するなど適切な濁水防止策を図る必要がある。 町内では、松岡に1箇所、小倉山に1箇所、丹羽に1箇所、西丹羽に3箇所、東丹羽に3箇所、宮野に2箇所、平浜に1箇所など水道水源が存在する。また、小川、共和を集水域とする太櫓川支流、宮野、平浜を集水域とする臼別川は保護水面に指定されている。これらの地域では特に配慮が必要である。

6. 太陽光発電に係るゾーニングマップ

6.3 太陽光発電に係る配慮事項

■ 配慮事項（2/2）

No.	項目	配慮事項
4	動植物の重要な種、注目すべき生息地	土地の造成により重要な植物の生育環境が失われ、個体数の減少につながる恐れなど想定されるが、本ゾーニングでは、町内における重要種の位置情報まで反映できていない。事業計画を具体化する段階では、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、影響を十分に回避・低減できるような環境保全措置を検討する必要がある。特に重要な生態系については情報が不足しているため、ヒアリング等による情報収集が必要である。
5	景観	太陽光発電施設の建設によって、町内の展望台や身近な眺望点からの景観に影響を及ぼす恐れがある。本ゾーニングでは主要な眺望点や身近な視点場について情報整理を行った。事業計画を具体化する段階では、景観シミュレーション等を用いた各眺望点からの視認可能性や眺望特性(主要な眺望方向、景観要素等)を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じて太陽光発電施設の設置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。 町内では愛知地区の浮島公園が陸域を眺望する主要な場所として挙げられる。また眺望対象として、自然景観資源に指定されている地点が北檜山区に3箇所、瀬棚区に6箇所、大成区に5箇所存在する。
6	人と自然との触れあい活動の場	太陽光発電施設の建設によって、人と自然との触れあいの場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。本ゾーニングでは主な人と自然との触れあい活動の場について情報整理を行った。事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れあい活動の場が存在する場合は施設からの離隔を確保する、改変しないようにする、改変する場合はその改変面積を最小限に抑えるなど、配慮する必要がある。 町内では国道229号線、230号線は、長距離自然歩道に指定されている他、三本杉地区と真駒内ダムにキャンプ場などが存在し、人と自然との触れ合い活動の場となっている。

7. ゾーニングマップの公表、問い合わせ先

- ゾーニングのとりまとめ結果は、町民や事業者が閲覧できるように、町のホームページにて公表する。
- ゾーニングを含め再生可能エネルギー全般に関する問い合わせ先は以下の通り。

せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングに関する問い合わせ先

〒049-4592 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1

せたな町 再生可能エネルギー推進室（再生可能エネルギー推進係）

電話：0137-84-5111 Fax：0137-84-4657

町ホームページ：<http://www.town.setana.lg.jp/>